

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模）林が谷池地区）計画を平成20年2月12日定めた。

その関係書類を綾川町土地改良課において平成20年2月22日から同年3月12日まで縦覧に供する。

平成20年2月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀